



坂井市中小企業振興計画

平成27年3月

目 次

はじめに -----	1
1. 坂井市中小企業振興計画の目的	
2. 坂井市中小企業振興計画の位置づけ	
3. 坂井市中小企業振興計画の期間	
第1章 中小企業振興の方向性 -----	2
1. 坂井市中小企業振興基本条例の概要	
第2章 中小企業の現状と課題 -----	3
1. 坂井市の中小企業の現状	
2. アンケート結果の概要	
3. 課題の整理	
第3章 9つの柱に基づく施策の展開 -----	12
1. 中小企業者の経営の革新及び起業の促進を図るための施策	
2. 中小企業者の経営資源の強化を図るための施策	
3. 中小企業者の資金調達の円滑化の促進を図るための施策	
4. 中小企業者の地域資源を活かした創造的な事業活動の促進を図るための施策	
5. 中小企業者の人材の育成及び雇用の促進を図るための施策	
6. 中小企業者の経済的、社会的環境の変化への適応の円滑化を図るための施策	
7. 中小企業者と教育・学術研究機関との連携の強化を図るための施策	
8. 地域特有の観光資源を活用した産業の振興を図るための施策	
9. 農商工連携及び各次産業の経営の多角化の促進を図るための施策	
第4章 計画推進に向けて -----	32
1. 推進体制	
2. 進捗管理と検証	

はじめに

1. 坂井市中小企業振興計画の目的

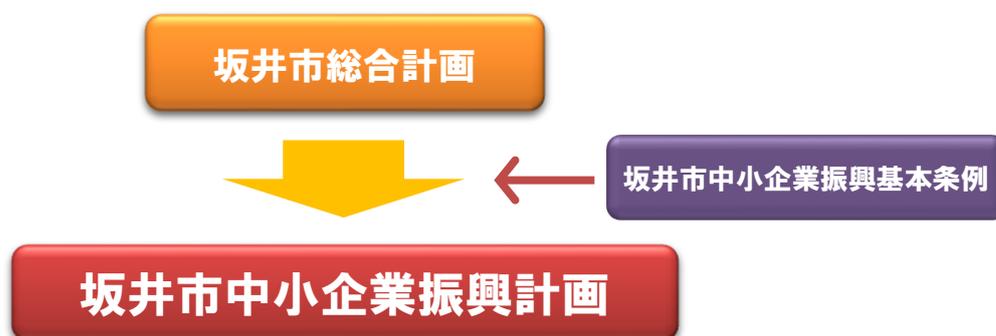
坂井市は、平成 25 年 10 月 1 日、市内中小企業の支援を目的に「坂井市中小企業振興基本条例」を制定しました。坂井市中小企業振興計画は、この条例に基づき各種支援策を総合的かつ計画的に実施するための実行計画であり、地域経済の持続的な発展と地域活力を創造するまちづくりの実現を目指すものです。

人口の減少に伴う地域活力の低下が懸念される中、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題となっています。

このような状況の中、地域社会の活力と雇用を支える中小企業が果たす役割は大きく、中小企業の自助努力と、特にその多数を占める小規模企業者を社会全体で育て、支援していくことが重要となっています。

2. 坂井市中小企業振興計画の位置づけ

坂井市中小企業振興計画は、上位計画である「坂井市総合計画」をふまえて制定した「坂井市中小企業振興基本条例」に基づき、具体的に産業振興を図るための施策を示すものです。



3. 坂井市中小企業振興計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

なお、各種施策は短期、中期、長期の 3 段階で構成していますが、社会経済の変化に柔軟に対応するため、概ね 3 年間をめぐりに検証と評価を行い、施策の着実な推進を図ります。



第1章 中小企業振興の方向性

1. 坂井市中小企業振興基本条例の概要

坂井市中小企業振興基本条例では、中小企業に関する「基本理念」を明らかにするとともに、「中小企業の振興に関する施策」、「市の責務、中小企業者等の努力及び市民の理解と協力」等について具体的に示しています。

基本理念：中小企業の振興にあたっての3つの基本的な考え方

- 中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力を尊重し推進すること
- 本市の地域特性を活かした施策により推進すること
- 関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進すること

市の基本的な施策：中小企業の振興にあたっての9つの柱

- 経営の革新や起業の促進
- 資金調達の円滑化
- 人材の育成及び雇用の促進
- 教育・学術研究機関との連携強化
- 経営の多角化の促進
- 経営資源の強化
- 地域資源を活かした創造的な事業活動の促進
- 経済的、社会的環境変化への適応
- 観光資源を活用した産業の促進

関係者の責務や役割

市の責務

- 施策を総合的かつ計画的に策定
- 財政上の措置
- 関係機関との相互協力
- 受注機会の確保
- 積極的な情報収集

大企業者の努力

- 中小企業・市との連携、協力

中小企業者の努力

- 経営の向上と改善
- 雇用環境の整備
- 地域社会への貢献
- 市の施策への協力

連携・協働

中小企業団体等の努力

- 中小企業の努力、創意工夫を支援
- 地域社会への貢献
- 市の施策への協力

大規模小売店舗の設置者等の努力

- 施設設置、運営方法に配慮
- 地域の均衡ある発展と活性化に努める

市民の理解と協力

- 中小企業の価値を理解し発展に協力

市民生活の向上と調和の取れた地域社会の発展へ

第2章 中小企業の現状と課題

1. 坂井市の中小企業の現状

(1) 坂井市の人口と将来予測

坂井市の人口は、現在 91,900 人で、平成 17 年をピークに減少に転じました。今後 30 年間では、15,000 人程度の減少が予測されています。

生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）については、61.9%（2010 年）から 53.1%（2040 年）にまで低下する予測となっており、中小企業を支える人口の減少や高齢化が懸念されています。

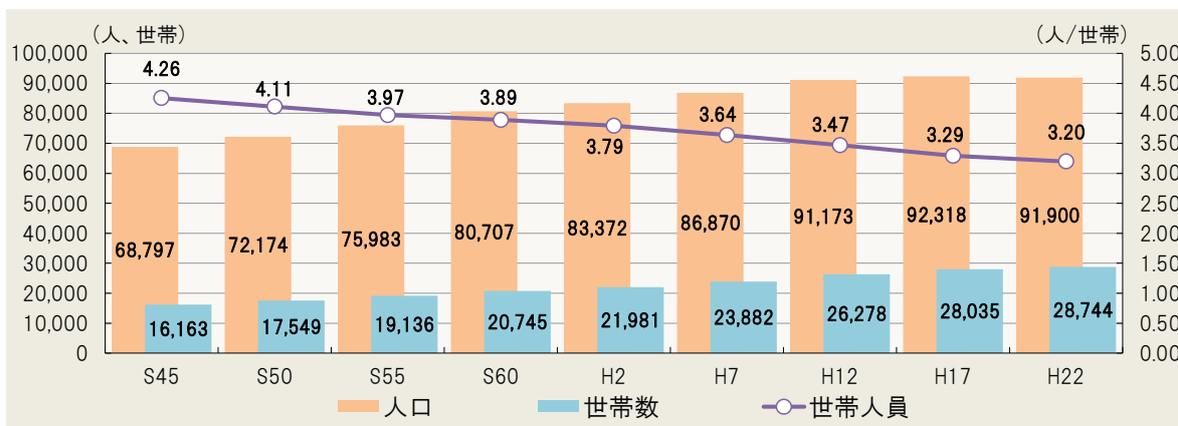


図 坂井市の人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

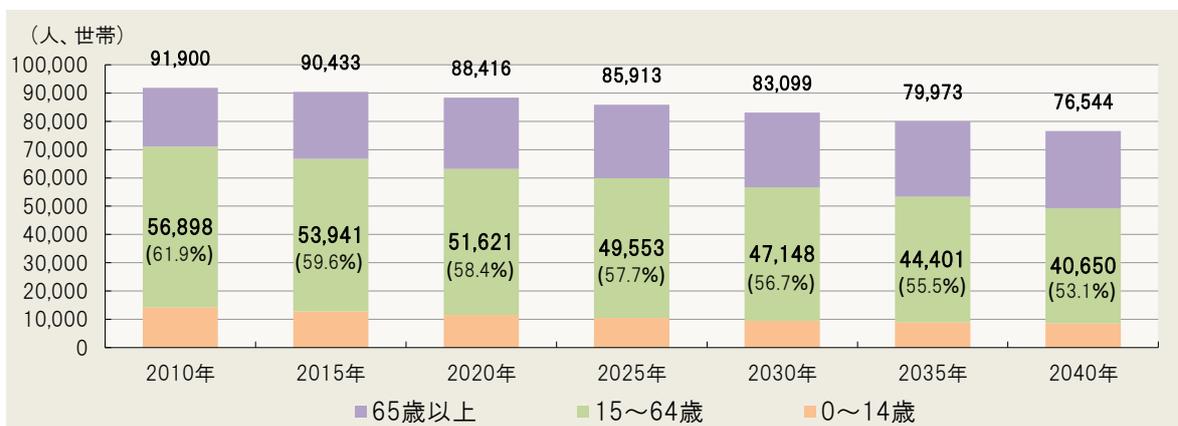


図 坂井市の年齢階層別人口の見通し（出典：国立社会保障人口問題研究所）

(2) 坂井市の産業構造

坂井市の就業者（坂井市に住む労働者）、従業者（坂井市内に勤務する労働者）は、福井県平均（平成 22 年）に対して第 2 次産業の割合が高くなっているのが特徴といえますが、経年的には、ともに第 2 次産業の構成比が低下し第 3 次産業が高くなる傾向にあります。

就業者と従業者の構成比を比較すると、第 2 次産業は従業者が、第 3 次産業は就業者の構成比が上回っています。

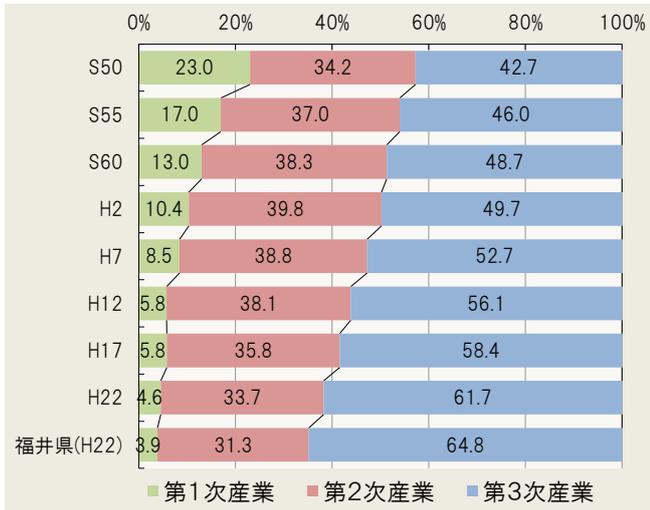


図 就業者の構成比 (出典：国勢調査)

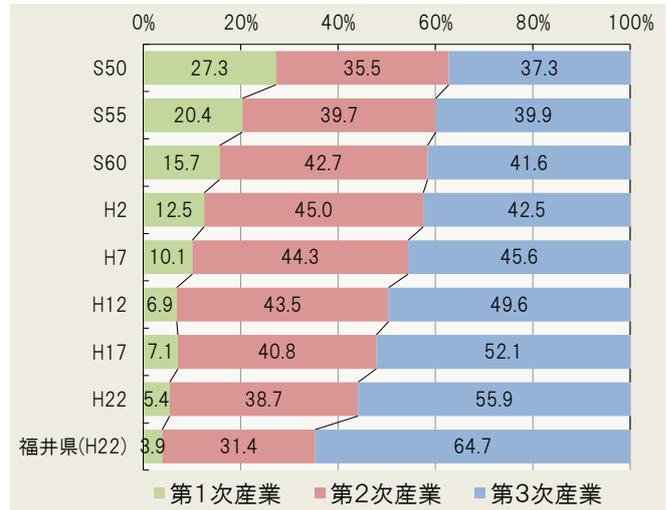
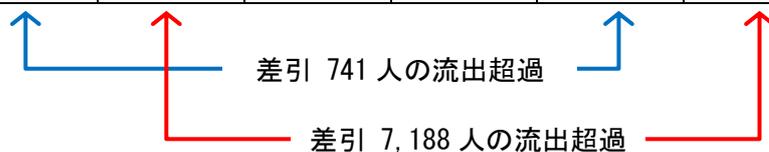


図 従業者の構成比 (出典：国勢調査)

また、就業者、従業者を実数で比較すると、第 2 次産業では約 700 人の流出超過、第 3 次産業では約 7,000 人の流出超過となっており、特に第 3 次産業での流出が目立っています。

表 就業者数・従業者数の推移 (出典：国勢調査)

	就業者数 (坂井市に住む)				従業者数 (坂井市で働く)			
	第 1 次	第 2 次	第 3 次	合計	第 1 次	第 2 次	第 3 次	合計
S50	9,207	13,692	17,087	39,986	9,190	11,962	12,570	33,722
S55	7,212	15,677	19,497	42,386	7,195	14,014	14,085	35,294
S60	5,794	16,999	21,616	44,409	5,780	15,777	15,372	36,929
H2	4,804	18,382	22,949	46,135	4,845	17,395	16,445	38,685
H7	4,123	18,895	25,687	48,705	4,163	18,270	18,816	41,249
H12	2,865	18,857	27,780	49,502	2,877	18,197	20,774	41,848
H17	2,901	17,810	29,037	49,748	2,927	16,821	21,510	41,258
H22	2,152	15,884	29,076	47,112	2,116	15,143	21,888	39,147



(3) 坂井市の第2次産業

坂井市の第2次産業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等は減少する傾向にありましたが、平成21年以降はほぼ横ばいで推移しています。

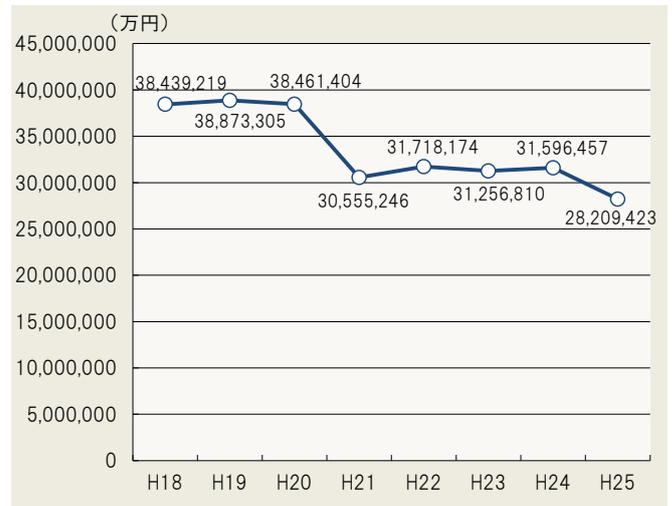
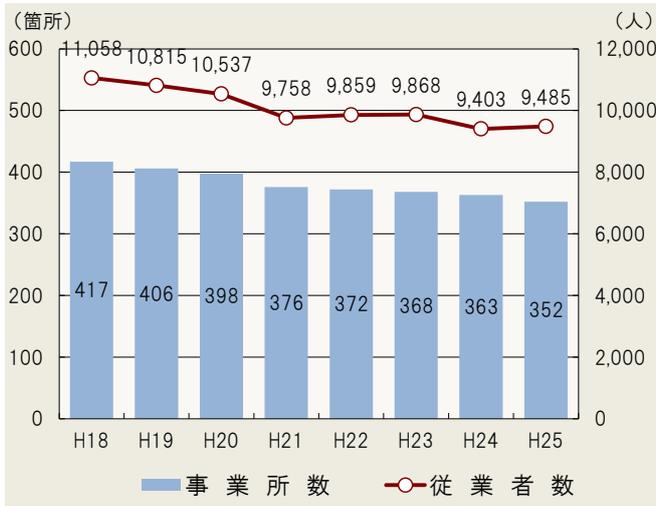


図 事業所数・従業者数の推移 (工業統計調査)

図 製造品出荷額等の推移 (工業統計調査)

(※工業統計調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く))

平成24年の産業分類別の製造品出荷額等の内訳を見ると、非鉄金属の割合が最も高く、繊維、プラスチック、化学が続く構成となっています。平成22年と比較すると、特に大きな変化は見られませんが、「電子・デバイス」の割合がやや低下しています。

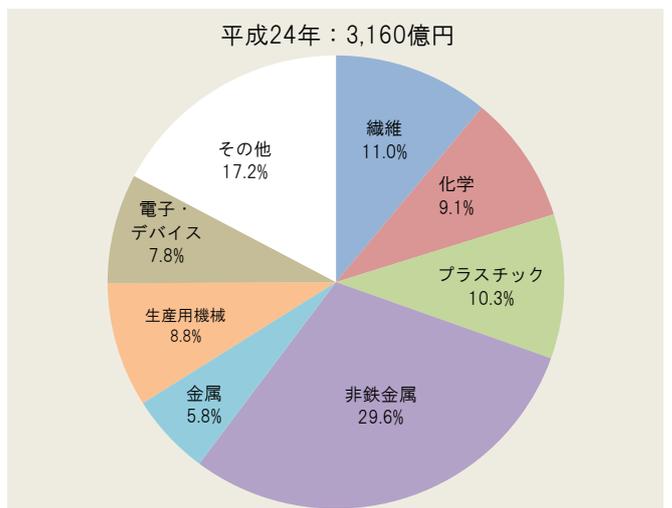
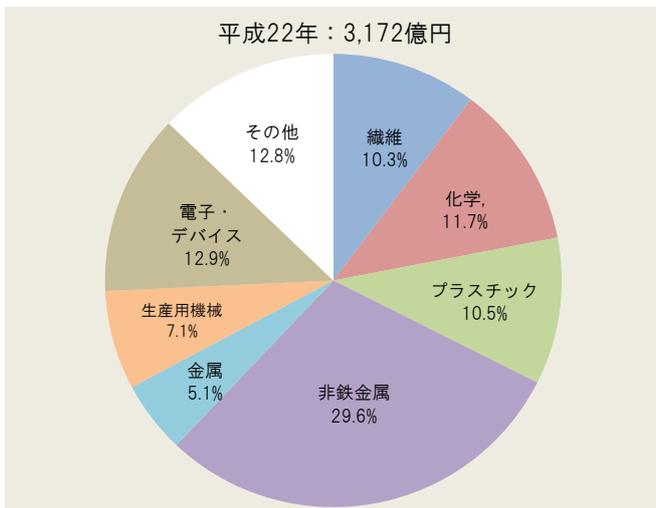


図 製造品出荷額等の内訳 H22 (工業統計調査)

図 製造品出荷額等の内訳 H24 (工業統計調査)

(4) 坂井市の第3次産業

坂井市の第3次産業は、商店数は平成11年をピークに、従業者数は平成14年をピークに減少傾向に転じています。

商品販売額は、全体では商店数と同様、平成11年をピークに減少していますが、小売業の販売額は平成9年がピークだったが、平成19年には増加に転じています。



図 商店数・従業者数の推移 (商業統計調査)

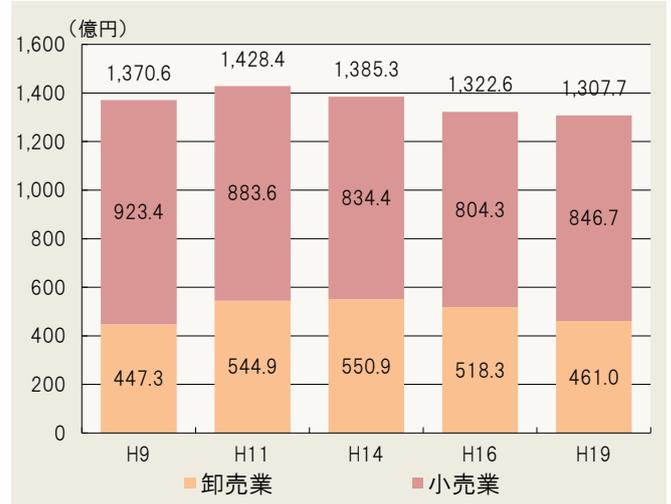


図 商品販売額の推移 (商業統計調査)

(※商業統計調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類I—卸売業, 小売業」に属する事業所)

平成19年の商品販売額の小売業の内訳では、「飲食料品」が最も多く、39.4%を占めており、次いで「自動車・自転車」の13.3%となっています。

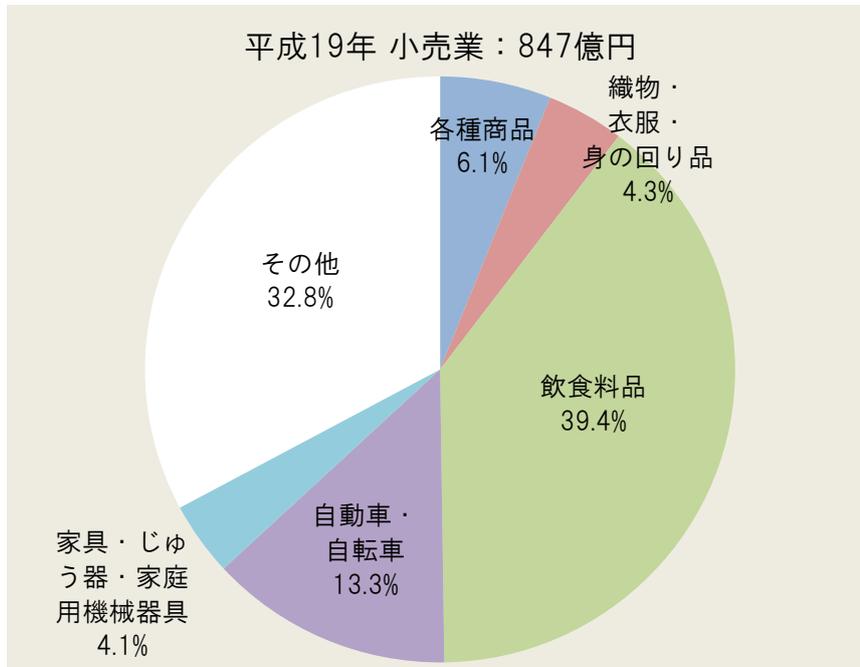


図 小売業の商品販売額の内訳 H19 (商業統計調査)

(5) 坂井市内の事業者の規模

坂井市内の全事業者（3,865）のうち、従業員規模ベースで中小企業者ではない事業者は22社、中小企業ではない可能性のある事業者が数社確認できます（平成24年の経済センサス）。

また、従業員規模ベースで小規模企業に該当する事業者は2,823社にのぼり、全体の3/4を占めています。

このことから、従業員規模ベースでは坂井市内の事業者の大半が中小企業に、さらにその大半が小規模企業に分類されることが伺えます。

表 坂井市内の事業者の規模（従業員規模ベース）

	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	出向・派遣 従業員のみ	合計
A~B 農林漁業	7	16	5	1	1	-	-	-	30
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	1	-	-	-	-	-	2
D 建設業	299	113	50	8	9	1	1	1	482
E 製造業	315	148	112	47	43	24	15	1	705
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	-	1	1	-	-	5
G 情報通信業	14	5	5	1	2	2	2	-	31
H 運輸業、郵便業	27	21	30	16	4	9	-	1	108
I-1 卸売業	80	48	22	3	7	1	1	1	163
I-2 小売業	536	139	76	18	24	10	2	1	806
J 金融業、保険業	19	16	12	7	1	1	1	-	57
K 不動産業、物品賃貸業	59	10	4	1	-	-	2	-	76
L 学術研究、専門・技術サービス業	82	15	7	2	2	-	1	-	109
M 宿泊業、飲食サービス業	224	90	49	15	6	6	-	3	393
N 生活関連サービス業、娯楽業	296	29	6	6	6	-	-	1	344
O 教育、学習支援業	72	10	3	-	-	2	-	-	87
P 医療、福祉	58	46	28	9	11	10	3	-	165
Q 複合サービス事業	22	3	2	1	3	-	1	-	32
R サービス業(他に分類されないもの)	203	39	16	3	1	2	1	5	270
合計 (A~R 全産業)	2,315	749	429	138	123	67	30	14	3,865

※中小企業者の定義 従業員規模、資本金規模

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

従業員規模からみて、一部、中小企業者ではない可能性あり

従業員規模からみて、中小企業者ではない

※小規模企業者の定義 従業員規模

製造業・その他の業種：20人以下

商業・サービス業：5人以下

小規模企業者

2. アンケート結果の概要

(1) 調査の趣旨

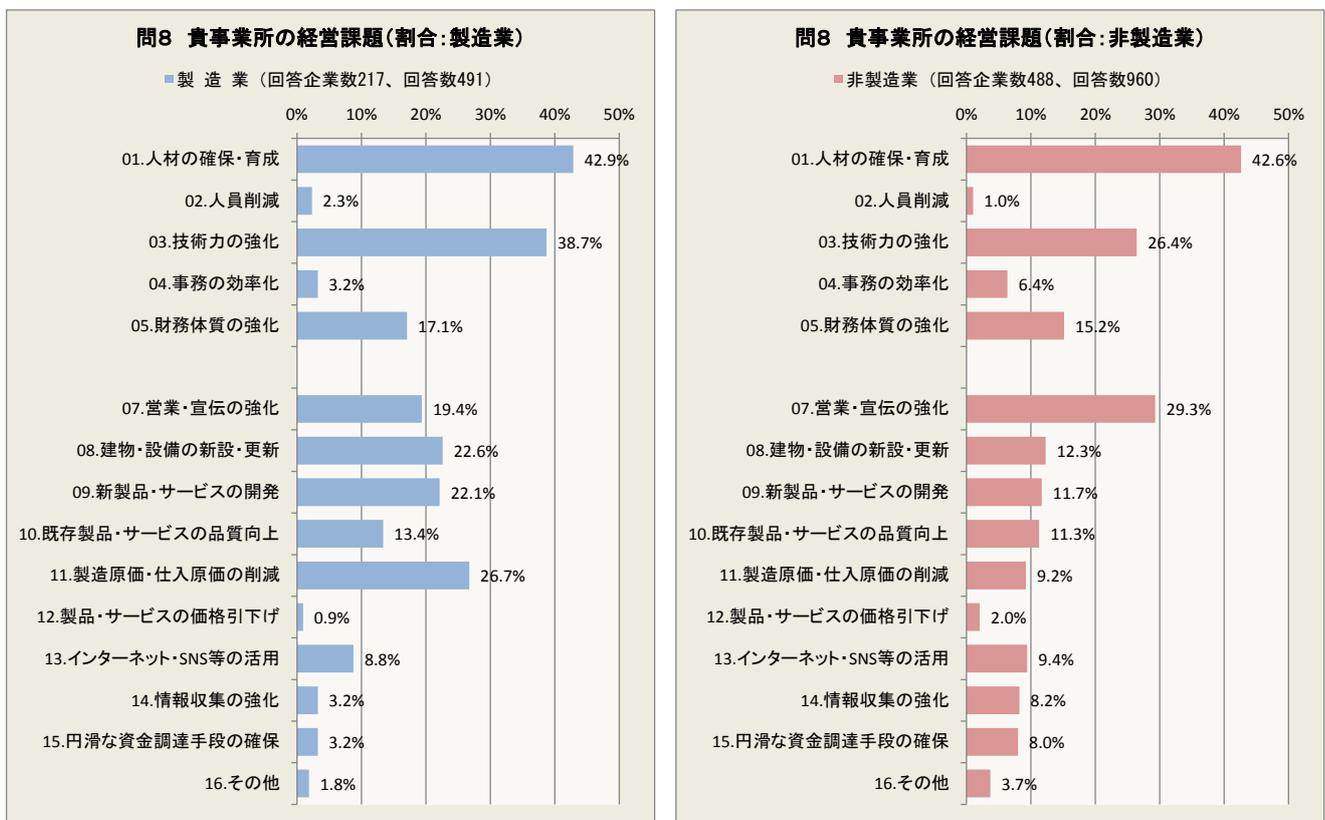
本計画の策定にあたり、坂井市で事業を営む事業者から率直な意見を集約し、本市の現状と課題を把握するとともに、計画づくりに反映させていくことを目的として実施しました。

坂井市商工会の会員（一部、非会員を含む）1,971件を対象に調査票を配布し、718事業所より回答が得られました（回収率36.4%）。

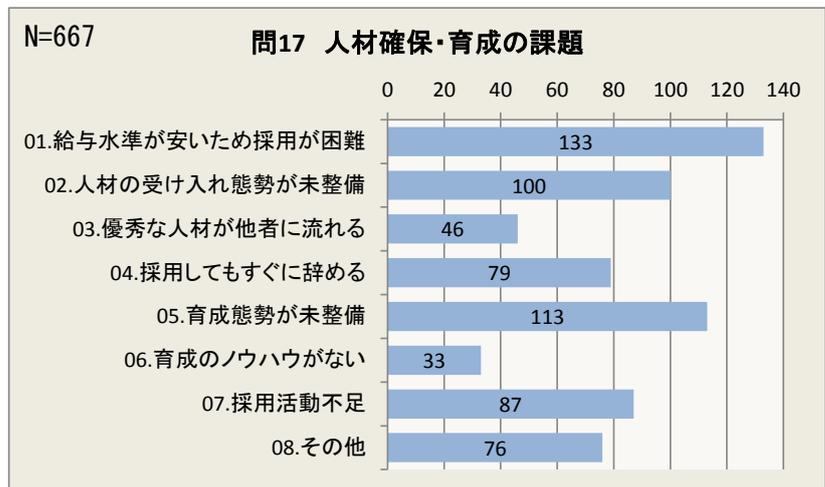
(2) アンケート結果に見る主な課題

■人材の確保・育成が経営課題のトップ！

製造業、非製造業とも「01.人材の確保・育成」が最も多く選択されています。

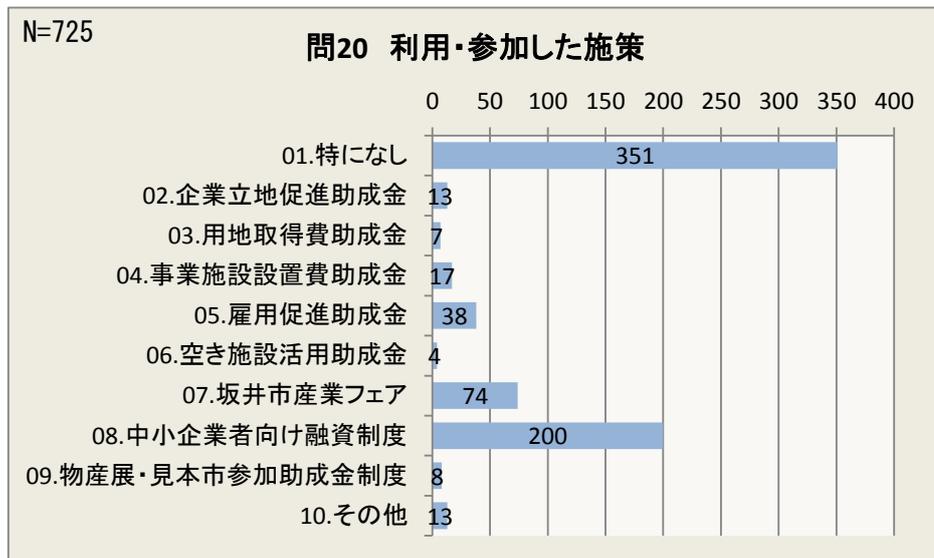


また、人材の確保・育成を進める上では、給与水準や受け入れ態勢・育成態勢の未整備などが課題としてあげられています。



■なかなか利用されない支援策！

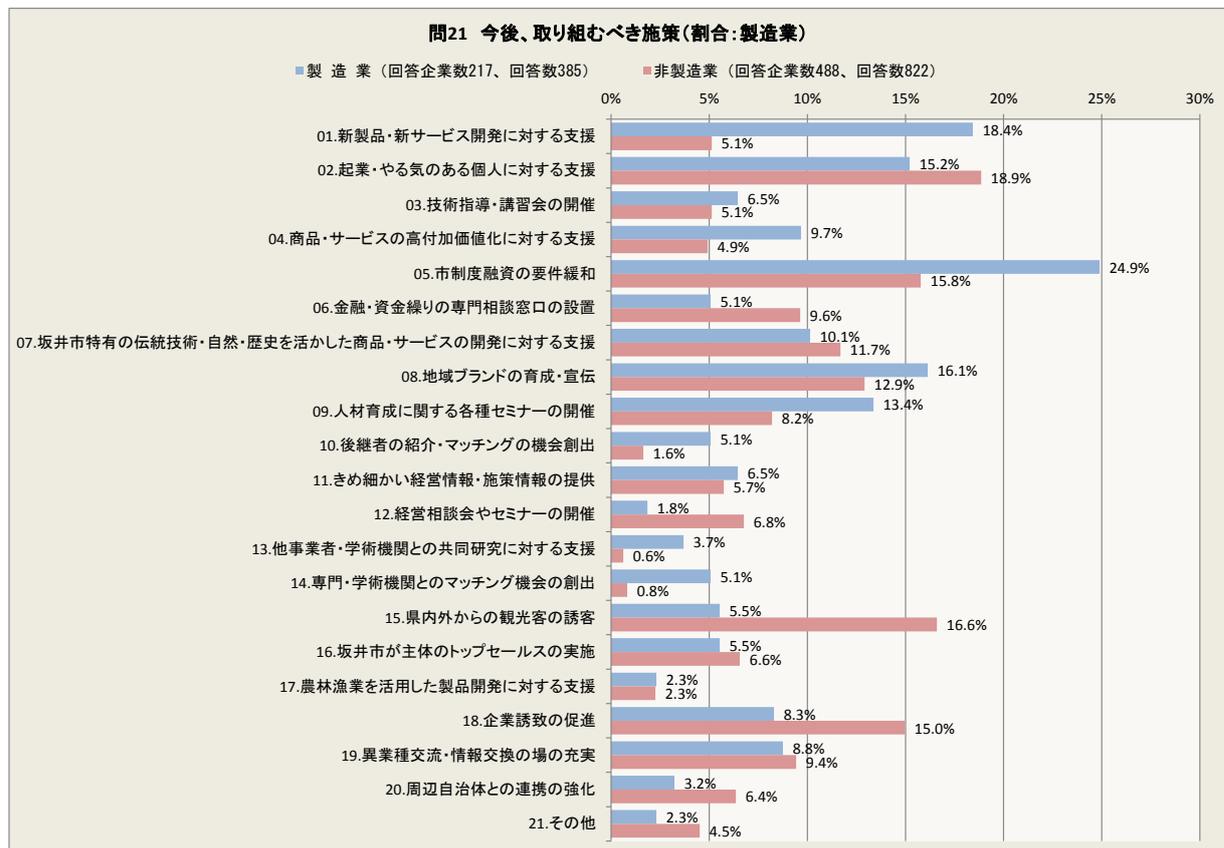
「08. 中小企業者向け融資制度」、次いで「07. 坂井市産業フェア」がやや多く選択されていますが、大半の事業者が「01. 特になし」と回答しています。



■融資・支援制度の要件緩和や個人への支援を求める声が多い！

製造業では「01. 新製品・新サービス開発に対する支援」、「05. 市制度融資の要件緩和」、「09. 人材育成に関する各種セミナーの開催」等を選択する割合がやや高くなっています。非製造業では、「02. 起業・やる気のある個人に対する支援」、「15. 県内外からの観光客の誘客」、「18. 企業誘致の促進」を選択する割合がやや高くなっています。

特に、非製造業においては、個人レベルの小規模事業者（起業者）への支援を求めているほか、観光開発や企業誘致に伴う2次的な効果への期待が伺えます。



3. 課題の整理

坂井市中小企業振興基本条例では、中小企業の振興に当たって市が推進すべき施策として9つの柱を掲げています。坂井市が現在実施している施策を9つの柱毎に分類し、アンケート調査結果を照らし合わせると、次のような課題が整理できます。

9つの柱	現在行っている施策	課題の整理
(1) 中小企業者の経営の革新及び起業の促進を図るための施策	<p>●企業立地促進助成事業 企業の新規誘致及び市内既存企業の増設を促進することにより、産業基盤の強化、産業技術の高度化、地元雇用機会の創出及び産業の発展を図る。</p>	<p>①大規模企業対象の助成事業しかなく、小規模な企業立地に対する支援がない ②新製品、新サービス開発に対する支援がない</p>
(2) 中小企業者の経営資源の強化を図るための施策	<p>●繊維振興補助事業 織物団体が、地場産業である繊維産業の振興を図るために行う試験研究事業をはじめ先進地視察事業、展示会出展事業及び販路開拓事業等に要する経費に対し支援し、市内に多数存在する繊維関連中小企業の技術の承継及び雇用の維持を図る。</p>	<p>③気軽に相談できる環境が整っていない ④情報提供、共有のための環境が整っていない ⑤営業・宣伝力が不十分</p>
(3) 中小企業者の資金調達の円滑化の促進を図るための施策	<p>●中小企業事業振興資金融資事業 金融機関と協調した中小企業事業者向けの融資事業で、市内の中小企業者等に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金を低利で融資することにより、本市産業の発展を図る。</p> <p>●制度融資利子補給事業 中小企業者等振興資金融資を受けた資金に係る利子に対し利子補給金を交付することにより、中小企業者等の金利負担の軽減を図る。</p> <p>●マル経融資利子補給事業 日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた資金に係る利子に対し利子補給金を交付することにより、小規模事業者の金利負担の軽減を図る。</p>	<p>⑥要件、手続きの簡素化を望む声がある ⑦減税など、さらなる支援を望む声がある</p>
(4) 中小企業者の地域資源を活かした創造的な事業活動の促進を図るための施策	<p>●坂井市産業フェア補助事業 市内の優れた技術で生産された製品及び特産品を一堂に展示及び販売するとともに、市民等に広く宣伝紹介し、販路拡張を図るために実施する産業フェア事業に要する経費に対し支援し、市内産業の更なる振興と地域文化の融合を図る。</p> <p>●物産展等参加助成事業 本市商業振興対策として、物産展参加に係る経費の一部を助成することにより、市内外を問わず更なる販路の拡大等を図る。</p> <p>●商店街等振興補助事業 商店街振興組合等が行う商店街環境整備事業及び商店街活性化事業に要する経費に対して支援し、本市商業の活力再生及び振興を図る。</p> <p>●繊維振興補助事業（再掲）</p>	<p>⑧新しい商品・サービスを生み出すためのPR不足、マッチングの機会がない ⑨産業フェアの充実（回数、場所の増）を望む声がある</p>

9つの柱	現在行っている施策	課題の整理
(5) 中小企業者の人材の育成及び雇用の促進を図るための施策	●企業立地促進助成事業（再掲）	⑩小規模事業者では人材育成の機会が少ない(合同セミナー等を望む声あり) ⑪即戦力（中途採用）、又は安価なアルバイトを求める傾向が強い ⑫障害者の雇用（活用）を求める声あり
(6) 中小企業者の経済的、社会的環境の変化への適応の円滑化を図るための施策	●繊維振興補助事業（再掲） ●商店街等振興補助事業（再掲）	⑬人口減、客の減に伴う売り上げ減等への危機感 ⑭ネット販売等のノウハウが不十分
(7) 中小企業者と教育・学術研究機関との連携の強化を図るための施策	●坂井市産業フェア補助事業（再掲）	⑮専門・学術機関との共同研究に対する意識が低い(特に非製造業)
(8) 地域特有の観光資源を活用した産業の振興を図るための施策	●観光ビジョン戦略事業 県内外への出向宣伝(県・県観連事業への参加)、坂井市観光の情報発信(広告掲載・広報資材作製・取材協力等)、物産PR、研修会、観光情報の収集などを行う。	⑯観光客の増加に伴う販売機会増への期待が大きい
(9) 農商工連携及び各次産業の経営の多角化の促進を図るための施策	●企業的園芸確立支援事業 園芸生産の拡大のため、露地園芸や施設園芸、植物工場などで生産から販売にわたる企業的園芸をめざす農業生産法人や一般法人の農業参入を支援する。	⑰農商工連携への意識は、製造業、非製造業ともに低い
その他	●商工会活動助成事業 坂井市商工会が、商工業の総合的な振興と地域社会の繁栄のために実施する、中小企業や小規模事業者等振興事業に要する経費に対し支援するとともに、商工会の運営を支援することにより、市民経済の健全な発展を図る。	⑱商工会、他自治体との連携（支援のレベルを同等にする等）

第3章 9つの柱に基づく施策の展開

1. 中小企業者の経営の革新及び起業の促進を図るための施策

中小企業者が、自らが有する経営資源を活用した、新たな製品の開発やサービスの提供により経営の向上が図られる事業取り組み、また、起業予定者が円滑に起業することができるための環境を整備するため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

1-1	新製品（商品）・新技術・新サービス開発等に対する助成		
施策の内容	新規市場開拓、新商品や技術開発、これに伴う知的財産権取得、関連機関との連携等に要する経費に対して支援し、事業所の販路拡大や高付加価値化、ものづくりの推進に対して支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	制度活用事業者、新商品等の数の増加		

※矢印は、取り組みを開始する時期、期間を示しています。(以下、同じ。)

1-2	中小事業者の起業への助成		
施策の内容	既存の企業立地促進助成事業では対象とならない中小規模の事業者の起業促進のため、国や県などの支援事業の活用を図りながら地元雇用機会の創出及び産業の発展を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

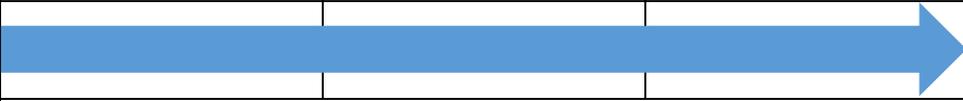
(2) 既に行っている施策

既-1-1	企業立地促進助成事業		
施策の内容	企業の新規誘致及び市内既存企業の増設を促進することにより、産業基盤の強化、産業技術の高度化、地元雇用機会の創出及び産業の発展を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

2. 中小企業者の経営資源の強化を図るための施策

中小企業者の設備、技術、個人の有する知識及び技能などの経営資源の補完について、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

2-1	総合的な相談窓口の整備		
施策の内容	資金繰りや経営、各種認証制度取得など国・県などの機関を含めて、気軽に相談できる環境を整える。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	相談受付件数の増加、アドバイザー派遣への展開件数の増加		

2-2	情報提供・共有化の機会、手段の整備		
施策の内容	中小企業の支援に関するさまざまな情報を気軽に入手し、経営に活用できる仕組みを構築する。 また、営業力強化や販売促進に向けたIT技術の活用促進など、手軽に利用できるツールを整備する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	アクセス数の増加、活用機会の増加		

(2) 既に行っている施策

既-2-1	繊維振興補助事業		
施策の内容	織物団体が、地場産業である繊維産業の振興を図るために行う試験研究事業をはじめ先進地視察事業、展示会出展事業及び販路開拓事業等に要する経費に対し支援し、市内に多数存在する繊維関連中小企業の技術の承継及び雇用の維持を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	内容を拡充し、継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

3. 中小企業者の資金調達の円滑化の促進を図るための施策

中小企業者の資金調達など、事業者だけでは解決が困難な問題について、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

3-1	既存制度の要件、手続きの見直し		
施策の内容	可能な限り要件、手続きを簡素化し、気軽に各種制度を活用できる環境を整える。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	既存制度の活用件数の増加		

3-2	融資制度等の拡充又は創設		
施策の内容	既存制度では対象としていない事業者、事業内容（借り換え等）に対して、よりきめの細かい支援が行えるよう、支援制度の拡充又は創設を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	制度の活用件数の増加		

(2) 既に行っている施策

既-3-1	中小企業事業振興資金融資事業		
施策の内容	金融機関と協調した中小企業事業者向けの融資事業で、市内の中小企業者等に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金を低利で融資することにより、本市産業の発展を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

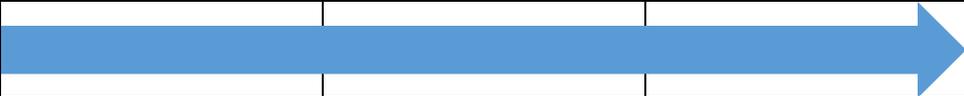
既-3-2	制度融資利子補給事業		
施策の内容	中小企業者等振興資金融資を受けた資金に係る利子に対し利子補給金を交付することにより、中小企業者等の金利負担の軽減を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

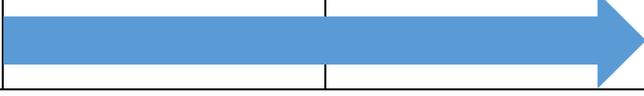
既-3-3	マル経融資利子補給事業		
施策の内容	日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた資金に係る利子に対し利子補給金を交付することにより、小規模事業者の金利負担の軽減を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

4. 中小企業者の地域資源を活かした創造的な事業活動の促進を図るための施策

中小企業者が、研究開発等を通して、新商品・新サービス等を創造する事業活動は、事業活動のなかでも特に新たな付加価値を生み出す可能性が高い活動である一方、様々な問題に直面することが多い活動と考えられるため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

4-1	既存制度の拡充		
施策の内容	市内の優れた技術で生産された製品及び特産品を広く市外にPR、発信するため、坂井市産業フェアの拡充、展示会等参加助成事業の拡充を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	制度の活用件数の増加		

4-2	マッチング機会の創出とコーディネート		
施策の内容	市内の優れた技術、製品を組み合わせる新しい商品・サービスを生み出すため、商談会の開催等マッチングさせるための機会の創出を図るとともに、組み合わせのコーディネートを推進する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	マッチング機会の創出数、コーディネート数		

(2) 既に行っている施策

既-4-1 坂井市産業フェア補助事業			
施策の内容	市内の優れた技術で生産された製品及び特産品を一堂に展示及び販売するとともに、市民等に広く宣伝紹介し、販路拡張を図るために実施する産業フェア事業に要する経費に対し支援し、市内産業の更なる振興と地域文化の融合を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

既-4-2 物産展等参加助成事業			
施策の内容	本市商業振興対策として、物産展参加に係る経費の一部を助成することにより、市内外を問わず更なる販路の拡大等を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
		(新規制度に統合)	
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

既-4-3 商店街等振興補助事業			
施策の内容	商店街振興組合等が行う商店街環境整備事業及び商店街活性化事業に要する経費に対して支援し、本市商業の活力再生及び振興を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

既-4-4 繊維振興補助事業			
施策の内容	再掲(既-2-1)		
スケジュール	短期	中期	長期
	内容を拡充し、継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

5. 中小企業者の人材の育成及び雇用の促進を図るための施策

中小企業者の人材育成や事業承継を図るため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

5-1	人材育成のための助成		
施策の内容	人材育成講座の受講にかかる経費等に対して支援し、市内中小企業者の育成を支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	参加企業の増加、若手・中堅職員の育成		

5-2	人材確保の支援と環境整備		
施策の内容	県等関係機関との連携を図り、安定した雇用者確保の推進に向け、キャリアアップ（正規雇用への転換等）や育児休業取得者の原職復帰等への支援を行う。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	正規雇用、復職者数の増加		

5-3	各種セミナー等の開催		
施策の内容	教育機関等と連携し、キャリア教育や定期的な各種相談会やセミナー、社会経済情勢の変化に伴う非定期的相談会等を開催するとともに、各種機関の研修会を紹介し、幅広い知識や技能の向上を支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	開催回数、研修会の紹介数、出席者数の増加		

(2) 既に行っている施策

既-5-1	企業立地促進助成事業		
施策の内容	再掲(既-1-1)		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

6. 中小企業者の経済的、社会的環境の変化への適応の円滑化を図るための施策

中小企業の経営は、その時々を経済動向や社会情勢に大きく左右されるものであり、これら外的要因に柔軟に対応できるようにするため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

6-1	社会経済情勢に応じた臨時的な支援		
施策の内容	原油高、風評被害など、外的要因に伴う経営悪化等に対して、適宜、支援を行う。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	(臨時的な支援のため設定せず)		

6-2	ネットビジネスへの展開の支援		
施策の内容	インターネットを通じた販売のスタイルや方法等について、常に最新の情報を入手・整理し、ビジネス展開への支援ツールとして広く普及、活用支援を行う。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	支援ツールの活用実績数等		

(2) 既に行っている施策

既-6-1	繊維振興補助事業		
施策の内容	再掲（既-2-1、既-4-4）		
スケジュール	短期	中期	長期
	内容を拡充し、継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

既-6-2	商店街等振興補助事業		
施策の内容	再掲（既-4-3）		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

7. 中小企業者と教育・学術研究機関との連携の強化を図るための施策

中小企業者が展開する研究開発を活発化させ、教育・学術研究機関が有する研究成果や特許などを、ニーズに合わせて実用化するため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

7-1	教育、学術研究機関との連携の推進		
施策の内容	教育、学術研究機関との交流事業の開催や教育、学術研究機関と連携した新製品・新技術開発へ支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	教育、学術研究機関との連携数		

(2) 既に行っている施策

既-7-1	坂井市産業フェア補助事業		
施策の内容	再掲(既-4-1)		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

8. 地域特有の観光資源を活用した産業の振興を図るための施策

本市には、東尋坊・三国海岸、三国湊町、丸岡城の3つの拠点をはじめとする観光資源が豊富に存在し、これらの観光資源を活用した魅力ある事業化を図ることが本市の産業界の活性化につながることから、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

8-1	観光資源を活かしたルート開発		
施策の内容	観光資源を活かした新ルートにより消費拡大する施策（誘客の仕掛け、ネットワーク、等々）に対して、観光連盟等と連携しながら支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	支援数		

8-2	観光資源を活かした商品等の開発支援		
施策の内容	観光資源を活かした商品開発や地域ブランド化、付加価値向上等による消費拡大のための施策に対して、県が支援する事業を含めて、費用の一部の助成や利用促進を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	商品開発数、支援数		

(2) 既に行っている施策

既-8-1	観光ビジョン戦略事業		
施策の内容	県内外への出向宣伝(県・県観連事業への参加)、坂井市観光の情報発信(広告掲載・広報資材作製・取材協力等)、物産PR、研修会、観光情報の収集などを行う。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

9. 農商工連携及び各次産業の経営の多角化の促進を図るための施策

中小企業者と農業者等との連携を図り、基幹産業の一つである農業等から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな製品開発をするための試験研究や商品化、また、農林漁業者等による新事業の創出等、多角的な経営を促進することによる産業界全体の活性化を図るため、次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

9-1	農林漁業者の新事業創出への支援		
施策の内容	農林漁業者が行う農林水産物を活用した新たな商品、サービスの開発に対して、技術的な支援を行うとともに、費用の一部を助成する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	新事業の創出数、支援数		

9-2	農林漁業者と中小企業とのマッチングの推進		
施策の内容	各種店舗での地場産材の活用促進、中小企業者が行う農林水産物を活用した新たな商品、サービスの開発に向け、マッチングを推進するとともに、マッチング後のそれぞれの連携の維持・展開を支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	マッチング数、支援数		

(2) 既に行っている施策

既-9-1	企業的園芸確立支援事業		
施策の内容	園芸生産の拡大のため、露地園芸や施設園芸、植物工場などで生産から販売にわたる企業的園芸をめざす農業生産法人や一般法人の農業参入を支援する。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

10. その他の施策

9つの柱に関する施策の他、関連する施策として次に掲げる支援施策の展開を図ります。

(1) 新たに取り組む施策

10-1	広域連携施策の創出、展開		
施策の内容	坂井市単独では実施できない施策の創出を検討するとともに、周辺自治体と連携して取り組む。 また、ふくい産業支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、中小企業に対してより効果的で効率の良い施策を積極的に提案する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	連携施策の創出数		

10-2	専門職員の育成		
施策の内容	産業支援を直接的に担当する職員に、ものづくりの技術や観光、まちづくり等に対する幅広い造詣と人脈を有する人材を育成する。 また、経済界で活躍し、様々な方面の人脈や知識を有する人材を多く確保し、相談員、アドバイザー等としての活用を促進する。		
スケジュール	短期	中期	長期
			
進捗評価の指標	育成した人数、活用した人材数		

(2) 既に行っている施策

既-10-1	商工会活動助成事業		
施策の内容	坂井市商工会が、商工業の総合的な振興と地域社会の繁栄のために実施する、中小企業や小規模事業者等振興事業に要する経費に対し支援するとともに、商工会の運営を支援することにより、地域経済の健全な発展を図る。		
スケジュール	短期	中期	長期
	継続して実施		
進捗評価の指標	制度活用事業者の増加		

第4章 計画推進に向けて

1. 推進体制

本計画に基づく中小企業の振興は、「坂井市中小企業振興基本条例」第3条の基本理念にも掲げた通り、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力の下、坂井市が国、県及びその他の関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進していく必要があります。

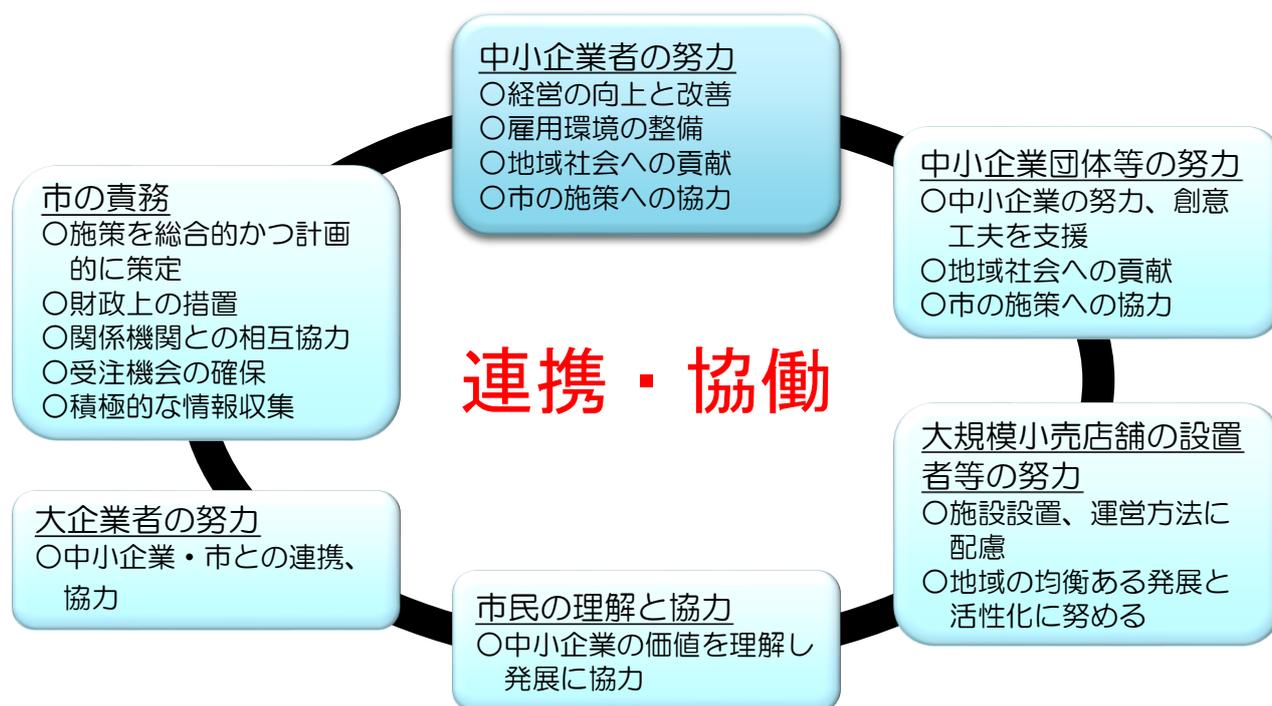


図 関係者の責務や役割（再掲）

2. 進捗管理と検証

本計画を確実に実施し、かつ、社会情勢の変化に柔軟に対応して適宜見直し、グレードアップを図りながら推進していくため、（仮称）坂井市中小企業振興会議を設置します。

（仮称）坂井市中小企業振興会議は、「坂井市中小企業振興計画策定懇話会」をベースとして組織変更を行い、本計画の定期的な進捗評価を行うとともに、以降に必要となる施策について検討し、坂井市に提言していく役割を担います。

坂井市中小企業振興計画策定懇話会委員名簿

氏名	役職	種別	団体・組織名
笠島 秀雄	副会長	中小企業者関係	坂井市商工会 会長
佐藤 克己		中小企業者関係	坂井市商工会 商業部会長
井伊 重憲		中小企業者関係	坂井市商工会 工業部会長
寺前 一成		大企業者関係	テクノポート福井企業協議会長
西本 繁夫		農業関係団体	花咲ふくい農業協同組合 営農部長
大和久米登		観光関係団体	坂井市観光連盟 会長
南保 勝	会長	教育・学術研究機関	福井県立大学地域経済研究所 教授
藤田 昌則		産業支援機関	公益財団法人ふくい産業支援センター 販路開拓支援部 部長
寺本 博文		金融機関	福井銀行坂井町支店 支店長
萬道 正之		行政機関	坂井市産業経済部長

坂井市中小企業振興計画

発行 平成 27 年 3 月
編集・発行 坂井市産業経済部観光産業課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
TEL 0776-50-3153
FAX 0776-68-0440
Mail kankou@city.fukui-sakai.lg.jp
URL <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/index.html>